

ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた 北見河川事務所管理区間の基本的考え方(Ver.1.0)

策定 令和 7 年 6 月 20 日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。

なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。

また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)や「ドローン情報基盤システム 2.0(DIPS2.0)」(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)も参考に、最新の情報を確認すること。

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2. 河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空(河川区域内の上空)においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合、河川法上の許可等の手続きが必要となる。

河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)もあることから、土地所有者を確認すること。

(「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。)

北見河川事務所が管理する河川区域内の土地については、以下の申請先に必要な手続きなど確認すること。

申請先：北見河川事務所(電話番号 0157-23-6118)

(北見河川事務所の管理区間は別紙1の地図及び別表のとおり)

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。

他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設(施設利用者を含む)への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに所管の北見河川事務所や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、北見河川事務所から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

連絡先：北見河川事務所(電話番号 0157-23-6118)

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。その場合、北見河川事務所に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。河川区域内の催しや工事等については、北見河川事務所から提供している情報を確認するとともに、必要に応じて北見河川事務所へ情報提供を求めることができる。

(飛行高さ及び運航調整)

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。また、北見河川事務所がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルート重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、北見河川事務所が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、北見河川事務所による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルート重複又は近接により調整の必要が生じた場合は、北見河川事務所からの調整に応じること。

(その他)

9. 環境への配慮

河川区域内及びその周辺の希少な野生動植物や家畜に十分配慮すること。なお、配慮事項については、関係機関等への確認・調整が必要となる場合があり、必要な情報については河川事務所等に情報提供を求めることができる。

10. 各河川における情報提供など

網走川の一部で飛行制限があるため注意すること。

別紙2のとおり。

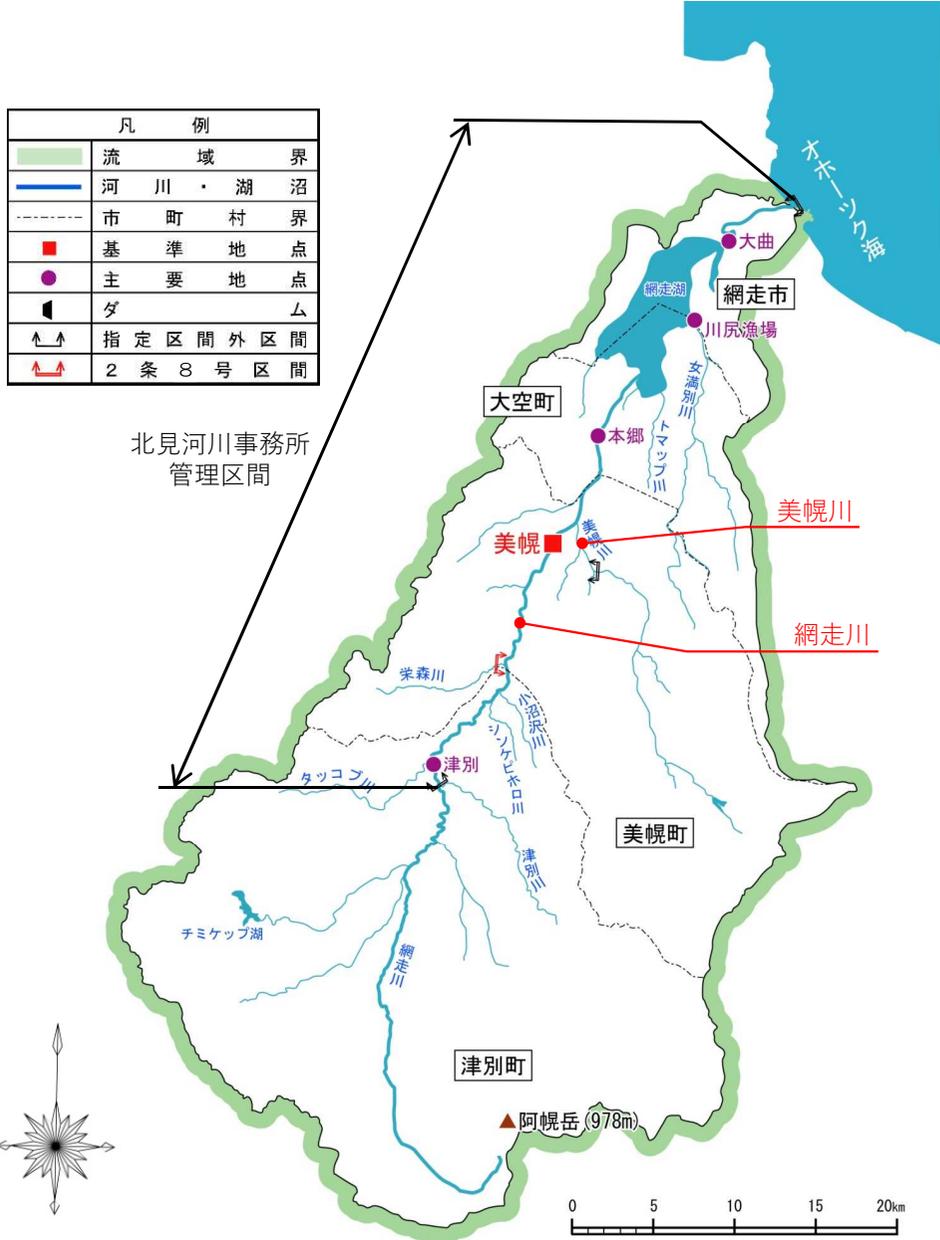
北見河川事務所では、管理している河川の概要等について以下のウェブサイトで情報提供を行っている。

「網走開発建設部ホームページ」 <https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/index.html>

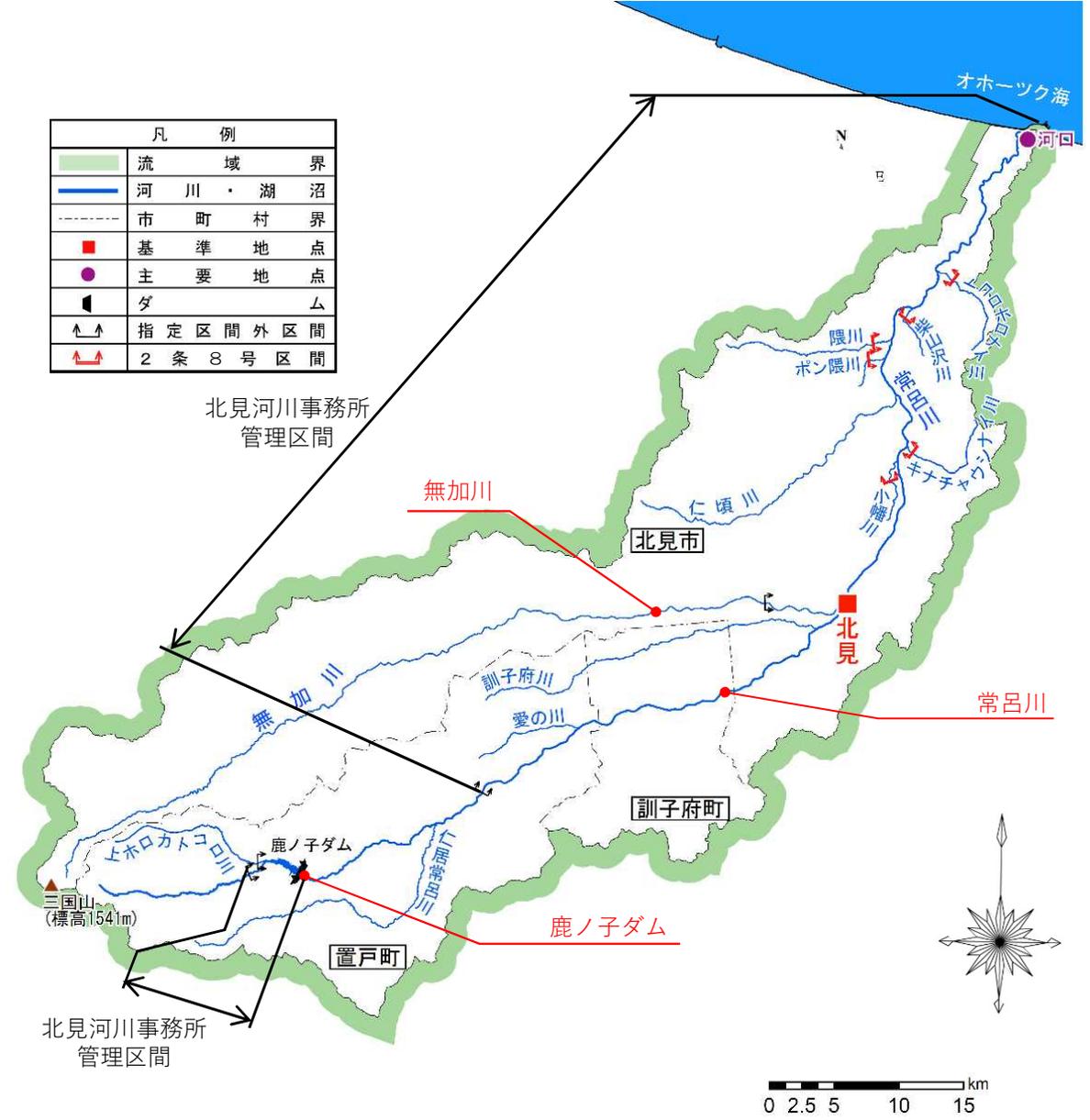
※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

- ・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点から、ドローン物流事業を計画する者をいう。
- ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。

北見河川事務所 河川管理区間 (網走川水系)



北見河川事務所 河川管理区間 (常呂川水系)



別表

北見河川事務所 河川管理区間一覧表（網走川水系）

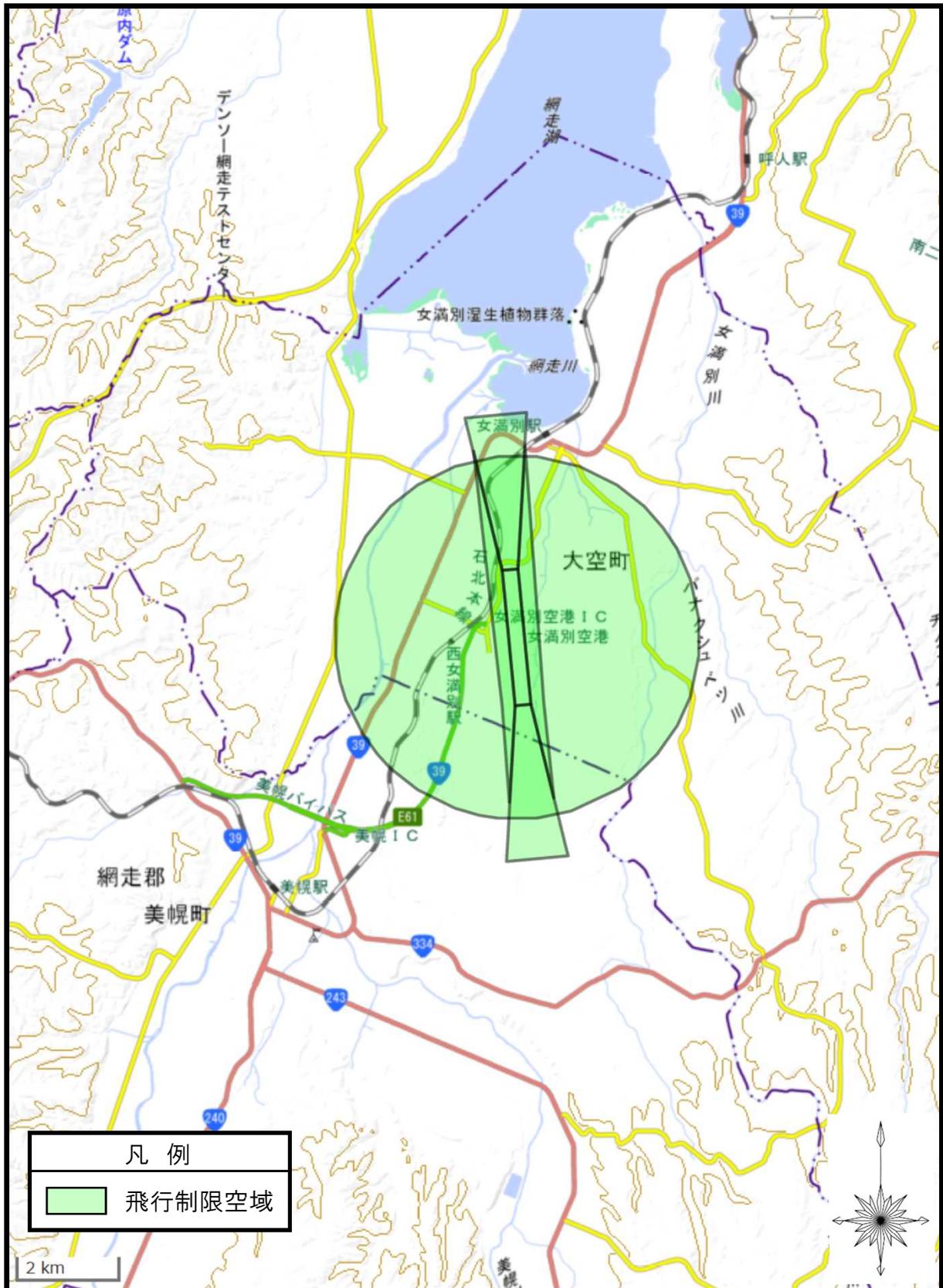
河川名	区 間		区 分
	上流端(目標物)	下流端	
網走川	北海道網走郡津別町字緑町269番地先	海	北見河川事務所が管理する区間 (指定区間外区間)
美幌川	左岸 北海道網走郡美幌町字稲見266番地先 右岸 同町字報徳12番の2地先	網走川への合流点	北見河川事務所が管理する区間 (指定区間外区間)
栄森川	北海道網走郡美幌町字美和390番地先の 道道橋下流端	網走川への合流点	知事管理区間であるが国が工事を 行う区間(2条8号区間)

北見河川事務所 河川管理区間一覧表（常呂川水系）

河川名	区 間		区 分
	上流端(目標物)	下流端	
常呂川	北海道常呂郡置戸町字拓殖105番地先 (ポンオンネアンズ川の合流点)	海	北見河川事務所が管理する区間 (指定区間外区間)
	北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区 71林班は小班地先の峰映橋下流端	左岸 北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区 34林班へ小班地先 右岸 北海道同町国有林置戸事業区68林班ち小班地先	北見河川事務所が管理する区間 (指定区間外区間)
無加川	左岸 北海道北見市東相内町14番地の10地先 右岸 同市豊地467番地先	常呂川への合流点	北見河川事務所が管理する区間 (指定区間外区間)
上ホロカトコロ川	左岸 北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区 39林班は小班地先 右岸 同町国有林置戸事業区54林班い小班地先	常呂川への合流点	北見河川事務所が管理する区間 (指定区間外区間)
トコロホロナイ川	左岸 北海道北見市常呂町字福山154番地先 右岸 同市同字159番地先	常呂川への合流点	知事管理区間であるが国が工事を 行う区間(2条8号区間)
柴山沢川	左岸 北海道北見市常呂町字日吉116番地先 右岸 同市同字115番地先	常呂川への合流点	知事管理区間であるが国が工事を 行う区間(2条8号区間)
隈川	北海道北見市常呂町字日吉314番地先	常呂川への合流点	知事管理区間であるが国が工事を 行う区間(2条8号区間)
ポン隈川	左岸 北海道北見市常呂町字日吉414番地先 右岸 同市同字143番地先	常呂川への合流点	知事管理区間であるが国が工事を 行う区間(2条8号区間)
キナチャウシナイ川	北海道北見市端野町1区896番地先の 万号橋下流端	常呂川への合流点	知事管理区間であるが国が工事を 行う区間(2条8号区間)
小幡川	北海道北見市端野町1区280地先の 常栄橋下流端	常呂川への合流点	知事管理区間であるが国が工事を 行う区間(2条8号区間)

地理院地図

GSI Maps



網走川 飛行制限がある空域図